

授業料等の納付が難しい場合、授業料等の減額や免除を受けられることがあります。
まずは、裏面の「授業料減免確認フロー」をご確認ください。

Point

①

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります

- ① 3年（定時制課程は4年）を超えて在籍している生徒
- ② 授業料等を納付する必要がある方
- ③ 裏面の「授業料減免確認フロー」のいずれかに該当する方

Point

②

申請方法（手続の流れ）

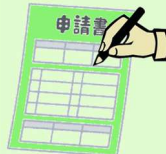
①問合せ先に連絡
(TEL：082-222-3015)



②申請書を受領



③申請書を記入、
必要書類を封入



④在籍校へ提出



Point

③

減免の開始時期（申請時期により開始月が異なります）

- ・ 4月から授業料減免を希望する場合は、**4月末日までに**申請が必要です。
- ・ 5月以降に申請した場合は、申請月の**翌月分**から減免対象となります。



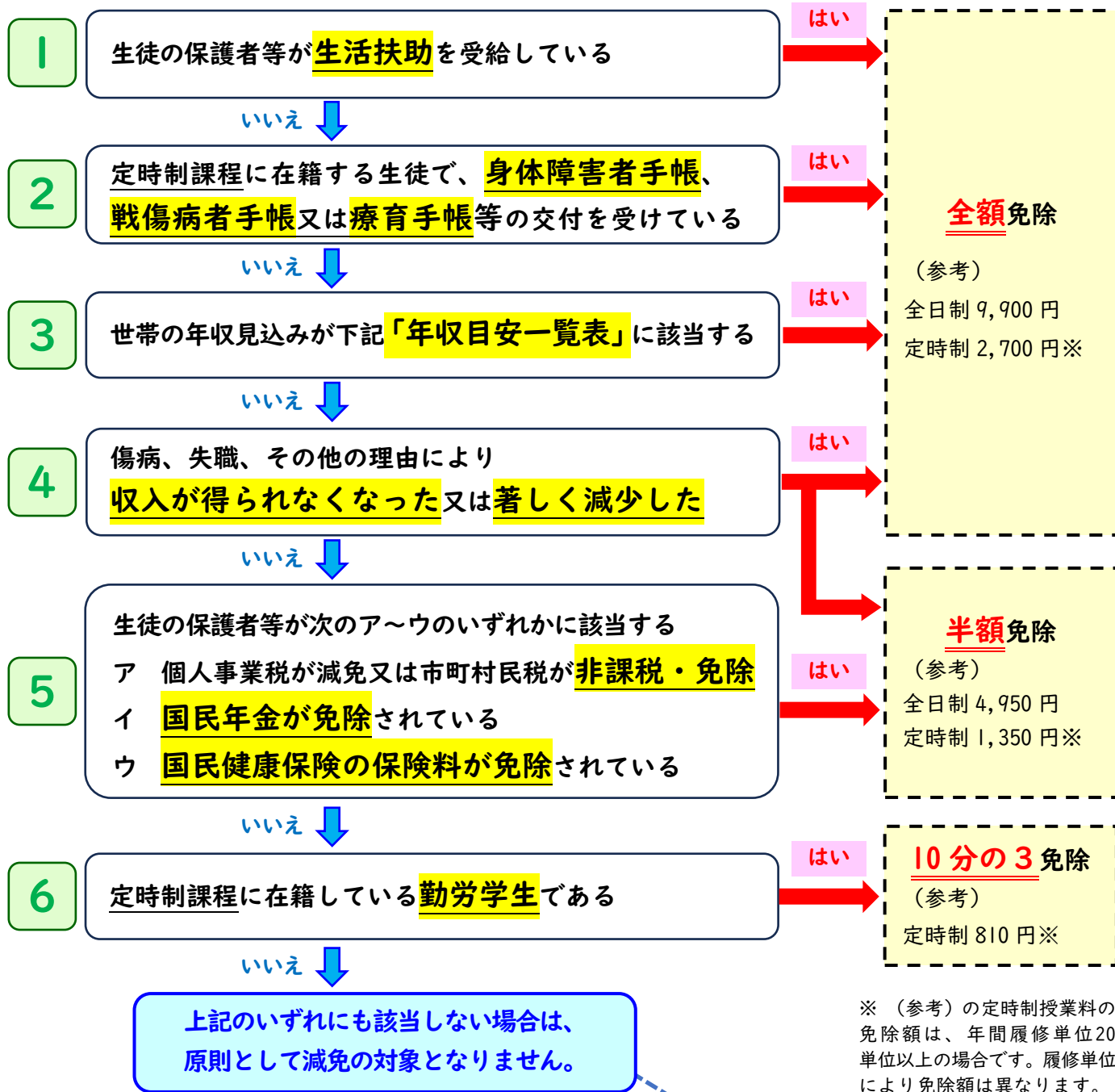
- 授業料を正当な理由なく長期間納入されない場合は、「出席停止処分」や「退学処分」となる場合があります。
- 経済的な理由等で授業料の納入が困難な場合は、早めに問合せ先へご相談ください。

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 就学支援係
電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）
メールアドレス：kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

授業料減免確認フロー

該当する項目を上から順にご確認ください。



「年収目安一覧表」(授業料全額免除基準)

世帯構成		年収見込み(目安)
2人世帯	父又は母、高校生	200万円未満
3人世帯	父又は母、高校生2人	270万円未満
	両親、高校生	220万円未満
4人世帯	両親、高校生2人	270万円未満
5人世帯	両親、大学生、高校生2人	300万円未満

- ・ 交通遺児や母子家庭の場合も、授業料減免を受けられる可能性があります。
- ・ 詳細は表面の問合せ先にご連絡ください。

